

## 山梨県立スタートアップ支援センターカフェ運営業務仕様書

### 1 目的

山梨県立スタートアップ支援センター（以下「支援センター」という。）における施設利用者等の利便性の確保とサービス向上を図るため、支援センターカフェを運営する。

### 2 山梨県立スタートアップ支援センターの概要

山梨県立青少年センター旧本館の改修により、支援センターの整備を進めており、令和4年度には基本計画の策定、令和5年度に実施設計、令和6年度より改修工事に着工し、令和7年11月から供用開始予定としている。

#### ※ スタートアップ支援センターの施設概要

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 名 称   | 山梨県立スタートアップ支援センター                                        |
| 所 在 地 | 山梨県甲府市川田町 517                                            |
| 構 造   | 鉄筋コンクリート造／5階建                                            |
| 面 積   | 延べ面積：2,543.31 m <sup>2</sup> 、建築面積：548.82 m <sup>2</sup> |
| 休 館 日 | 日曜日、月曜日 ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日 ・ 入居用個室、コワーキングスペースは無休      |
| 営業時間  | 午前9時から午後9時（入居用個室、コワーキングスペースは24時間利用可）                     |

基本計画の内容や関係資料については、県ホームページの本事業の募集ページに掲載しているので、本事業に応募する際には、必ず熟読すること。

### 3 運営施設

（1）場 所：支援センター2階カフェ

（2）面 積：厨房等 約23 m<sup>2</sup>

※参考 別添資料1（図面）

### 4 運営期間

①運営期間は運営事業者決定の日から令和8年3月31日までとする。

※開店及び退去に要する期間は上記運営期間に含むものとする。

※開店は施設共用開始日の令和7年11月5日とすること。

②運営事業者が運営の継続を希望し山梨県がこれを適当と認めた時は、当初の年度から4年目までの年度末を限度として更新することができる。ただし、県が施設を公用、

公共用、又は公益事業等に使用する時には更新することができない。

- ③運営期間の途中に、運営事業者の自己都合により業務を止めることはできない。ただし、やむを得ない事情があると県が特に認めた場合はこの限りでない。

## 5 施設利用形態

運営事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産使用許可を受けて運営するものとする。

## 6 運営条件

カフェの運営にあたっては、支援センターの信用を保ち、運営期間中、安定して継続的に運営できることが条件となる。また、施設利用者間でコミュニケーションが進むような場づくりを施設運営事業者と連携して実施すること。

### （1）運営にあたっての基本的な考え方

#### ①カフェの方向性

支援センターを訪れる幅広い層の利用者が自身のビジネスプランやアイデアを利用者同士で議論し、イノベーションの創出につながるような施設とする。（ただし客席はカフェの占有ではなく、2 階施設全体とする）

#### ②運営の内容

- ・食事（軽食）と飲料の両方を提供すること。
- ・飲料は数種類用意すること。また、酒類の提供も可能とする。
- ・支援センター利用者はもとより、近隣の住民や学生等、幅広くご利用いただけるようなメニュー構成、価格、営業時間等を設定すること。

#### ③支援センター事業との協力

- ・スタートアップの試作品等をメニューへ積極的に採用するように努めること。
- ・支援センターのレンタルキッチンと連携し運営を行うこと。

#### ④サービスの向上

- ・現金に加え、キャッシュレス決済（クレジットカード、交通系 IC カード等）による支払いへの対応を行うこと。
- ・施設やメニュー等について、ウェブや SNS 等を活用して積極的に広報するとともに、支援センターの広報とも連携すること。

### （2）営業日等

- ・原則、支援センターの開館日の午後12時～午後6時までは営業すること。  
ただし、開所前の施設であり、利用者数も未確定であることから状況に応じて営業時間は県と協議をすること。
- ・特別なイベント開催等に関連し、営業時間の延長又は短縮が必要な場合は対応すること。
- ・支援センターの開館時間外（休館日等を含む。）の営業は不可とする。ただし、協議のうえ、県が認めた場合はこの限りでない。

### （３）経費負担

- ①県が設置する基本的な設備（カフェ内の厨房設備等）は別紙「設備機器一覧」のとおりであり、運営事業者において適正に管理すること。それ以外の什器等については、運営事業者が準備するものとする。
- ②県が設置した基本的な設備の修繕、更新等は、事業者と協議の上、必要に応じ予算の範囲内で、県が実施する。
- ③山梨県行政財産使用料条例（昭和39年山梨県条例第15号）に基づき算定した使用料を県に納付すること。（使用料の額（目安）は別途お問い合わせください。）
- ④光熱水費（電気、水道、ガス）のほか、その他の経費（人件費、商品の仕入れや製造に係る費用、清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の原状復旧費等）は運営事業者の負担とする。

### （４）清掃等管理

カフェ運営上必要となる清掃は運営事業者が行う。

### （５）衛生管理

運営事業者は、施設内及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生確保に万全を期すとともに、事業の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施すること。

### （６）防火・防災・防犯上の対策

- ①運営事業者は、消防法による防火管理者を選任し、防火管理上必要な対策を実施すること。
- ②運営事業者は、必要な防犯対策を行い、自己責任において金銭を管理すること。

### （７）従業員の勤務体制

従業員の勤務体制は、業務が円滑に遂行されるよう留意し、適正に人員配置すること。

(8) その他の条件

- ①運営事業者は、支援センターの業務遂行に連携、協力すること。
- ②運営事業者決定後に運営する権利を他人に譲渡又は継承させることはできない。運営事業者が直接運営すること。
- ③食品衛生法その他の法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- ④運営に必要な各種法令に基づく許認可は、運営事業者が取得すること。
- ⑤廃棄物の搬出、処理は運営事業者の責任において適正に行うこと。
- ⑥施設内は全て禁煙とする。
- ⑦看板等の規模、デザイン、色彩等については、施設や施設周辺との調和に配慮することとし、設置にあたっては事前に県と協議し了承をえること。
- ⑧バリアフリーに配慮した運営を行うこと。
- ⑨その他、県から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図ること。